

九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 No.281

2016(平成28)年5月3日(火)発行



■「はらまち九条の会」は、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざし、支持政党や主義主張を問わない自由な市民の会です。■結成は05年12月。会員は441名。年会費千円。■「憲法の間接的起草者鈴木安蔵のふるさと」の、「事故の福島第一原発に世界一近い」九条の会です。

5月1日、南相馬市が 23,000全世帯に「憲法」冊子を配布

「九条の会」の陳情が実現 鈴木安蔵の出身地としての誇りを

○昨年2月、「はらまち九条の会」など市内4つの「九条の会」が、市議会に陳情した「憲法」冊子の市内全戸配布は、この憲法記念日直前に実現されました。これは改憲の声が高まる中で現憲法をもう一度見直そうということですから、意義深いことです。

○旧原町市は、1971(昭和46)年にも発行しているので、45年ぶり2度目の配布です。

自治体の『憲法』全戸配布は全国でも稀です

▶配布された『日本国憲法』冊子。大きさはA6版(縦一四・八センチ、横一〇・五センチ)で、旧原町市発行のものより一回り大きい。表紙は爽やかなターコイズブルー。文字も大きく読みやすい。



「憲法」配布 TUFニュースで放映

5月3日TUF(テレビユー福島・TBSテレビ・毎日新聞系)、午後6時15分からのニュースで、「南相馬市全戸に冊子配布・いま憲法を考える“意味”とは？」というタイトルで約5分間放映されました。

■ナレーション(要旨):「南相馬市は今回、文庫本と同じサイズの『憲法』を、市内全23,000世帯に配布しました。それは原発事故で、市民6万3,000人のうちまだ1万7,000人が避難を余儀なくされている状況の中で、「市民に基本的人権や生存権を考え、私たちの生活再建を取り戻すために憲法を読んでいただきたい」との市役所総務課のコメントです。

また小高区出身の憲法学者鈴木安蔵が憲法立案に間接的に関わっていること、市内4つの市民団体の「九条の会」が去年2月に市議会に陳情し今回実現しました、と説明。

■市民の声:「改めて目を通す機会ができて良かった」「憲法にふれる機会も少なく、ちょっと読むだけでもいいんじゃないか」など。



▲本会早坂吉彦事務局長インタビュー

■早坂さんのコメント:「憲法研究会に鈴木安蔵さんが所属していて彼がまとめ役でした。その憲法案の重要な部分をGHQが参考にしたと言われています。大震災を機に市会議員さんたちも、憲法をもっと大切にしようと考え方が変わってきて、陳情して良かったと思っています。」

冊子の巻頭 <桜井勝延市長の挨拶文>

「私たち南相馬市民は、大震災と原発事故で大きな苦難に直面しました。今でも、憲法で保障された健康で文化的な生活がかなえられていない市民が数多くいます。

東日本大震災によって人権の大切さと、恒久平和の必要性を痛感します。

私たちの生活再建と安心して暮らせる環境を取り戻すため、日本の憲法とは何かを考えていただきたいと思います、本冊子を発行いたしました。」(一部略)

○自治体による「憲法」の発行は1960・70年代に盛んでしたが、最近では珍しい。昨2015年に東京都武蔵野市が、成人向けの『平和・憲法手帳』と子ども向けの『憲法』の2種を発行。全市配布でなく、希望者への配布です。

「憲法」配布のこの機会に・・・

- 前文、さらに全条文を読んでみましょう！
一番好きなお気に入りの条文は何条ですか？
- 相馬弁やおばちゃん・若者言葉で、子どものために条文を言い直してみましょ！
- 書き写し（“写憲”）もブームです！
- “自民党改憲草案”と比較してみましょ。

5月3日「朝日新聞」世論調査

改憲不要 昨年48% → 今年55%

改憲必要 昨年43% → 今年37%

9条 変えない方がよい 63% → 68%

変える方がよい 29% → 27%

安保関連法 反対53% 賛成34%

緊急事態条項 反対52% 賛成33%

○安倍政権が「改憲」にあまりに前のめりなことに、国民は不安や警戒感をもち、上のように意識も変わってきているのではないのでしょうか。『毎日新聞』での世論調査もほぼ同じような結果です。

＜憲法記念日「九条実現」新聞意見広告＞
今年も本会は賛同し、掲載されました

2016年5月3日（日）

意見広告

安保法に反対します
戦争は止められます
主権者はわたしたち
市民にはこの国を変える力があります
選挙は主権者が意志を示す場です



▲ 5月3日、全国紙に毎年掲載の「護憲・九条実現」の意見広告に、今年も「はらまち九条の会」は賛同し、大変小さな文字ですがしっかり記名されています。全国各地の友人や知人、著名人名もたくさん見つけることができ、嬉しくなりました。

避難1万人の人権を守る

福島第1原発事故の被害を受けた福島県南相馬市は、県内外の避難住民を含む全世帯約2万5000世帯に、憲法の小冊子を配布することを決めた。原発事故で今も約1万人が市外に避難しており、憲法が保障する国民の権利を見つめ直してもらう狙い。5月1日発行の市広報紙とともに全戸

南相馬

全世帯に憲法冊子配布へ

配布する。憲法は5月3日、施行から69年を迎える。南相馬市では、旧原町市が憲法公布25年を記念し、1971年に小冊子を全戸配布したの続く。市内に四つある市民団体「九条の会」が昨年2月、原発事故で軽んじられた基本的人権や生存権を取り戻そうと、南相馬市議会に復刻を陳情した。同6月には、自民党に近い保守系会派の市議を含む全会一致で、陳情を趣旨採択していた。小冊子はA6判で約60ページ。前文と全103条が記され、「震災と原発事故で憲法が保障する健康で文化的な生活がかなえられない市民がいる。憲法とは何かを考えていた。延市長のあいさつが入る。約70万円かけて3万

部を作成し、残部が出た場合も来年以降の成人式で配り、市外の避難者には郵送する。南相馬市は福島第1原発の北に位置し、東日本大震災の発生当初は半径20キロ圏内が原則的に立ち入り禁止となった。市南部の小高区は現在も夜間に入ることができず、陳情した「はらまち九条の会」の山崎健一事務局長は「憲法を生活に生かす取り組みを進めたい」と話している。【平川哲也】

▲2016年4月26日『毎日新聞』大阪版・夕刊

南相馬市による『憲法』冊子の全世帯配布の新聞報道は、この『毎日新聞』大阪版・夕刊だけのようです。6万の市や市民に関わることで、現政権が改憲を唱えている最近の日本では稀なことで、地元紙や全国紙などでもっと取り上げて欲しい。（※ 記事中の、「本会事務局長」は早坂吉彦です。）